
鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要
領

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 4 月 15 日 達 第 11 号

2009 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2009年4月15日 達 第11号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

N6 構造材料

N6.1 一般

N6.1.4 として次の1条を加える。

N6.1.4 衝撃試験

規則 N 編 6.1.4-1.にいう「本会の適当と認めるところ」とは、K 編表 K4.28 備考(6)によることをいう。

附 則

1. この達は、2009年4月15日から施行する。